

# 環境問題の動向【森林環境総務課】

## 1 地球環境問題

近年、人類の活動範囲・規模・種類の拡大に伴い、気候変動（温暖化）、オゾン層の破壊、森林の減少、砂漠化、酸性雨、生物多様性の減少、海洋汚染等が顕在化し、人類にとって脅威となりつつある。これらは、いずれも一つの国や地域単位だけで対処することは困難であり、本質的に国際的な共同の取組が必要不可欠とされ、「人類の安全保障」の観点からも早期の対応が必要となっている。

これら、環境問題が広く世界の人々に認識されるようになった大きな契機の一つとして、1972年6月5日～16日まで、スウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」（通称：ストックホルム会議）が挙げられる。

この会議においては、世界が取り組まなければならない大きな課題として

- (1) 1960年代に入り産業活動が飛躍的に拡大した結果、その活動に伴う排ガス、廃水、廃棄物が急増した。これらは最終的に、かつては無限と考えられていた大気や海洋に投棄されていたが、大気や水などの環境が受容し、浄化する能力を超えるほど多量になり、地球環境には限界があることが明らかとなったこと。
- (2) 現在、地球上では人口が急増しており、将来急増するであろう人口を支える基盤である農地も、エネルギー源としての鉱物資源も有限であって、枯渇と不足が予想される。さらに、地球全体は生態系（エコシステム）という複雑に絡み合った微妙なバランスから成り立っており、人間が限界を超えた略奪を行えば地球全体が破滅するおそれが明らかになったこと。
- (3) 地球上の70%以上もの人々が発展途上地域に住み、その日の生活にも事欠くような劣悪な状況下におかれており、これらの人々は、工業による環境の汚染ではなく、人口の急増、低い栄養、質の悪い住宅、教育施設の不足、自然災害、疫病などに悩んでいる。人間が人間らしい生活を送るために必要な環境を確保する事が環境問題に対する基本的な考え方であり、発展途上国における環境問題の多くは、低開発と貧困から生じていることが広く認識されたこと。

の3点が大きく取り上げられた。

この会議で、上記環境汚染問題、資源問題、低開発に起因する生活環境問題のほか、自然環境問題、野生生物の保護及びこれらに関する教育的側面等幅広く討議され、その結果が「人間環境宣言」109の勧告として取りまとめられた。

地球温暖化については、1980年代以降、世界の科学者の間で様々な報告がされ始めた。1988（昭和63）年には、地球温暖化問題を政府間レベルで検討する場として、IPCC（気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change）が設立された。IPCCによると、このまま温暖化が進むと、100年後には、世界の気温が最大5.8度上昇し、海水の膨張などにより海面水位は9センチから88センチ上昇すると予想されている。また、温暖化の影響により、マラリア、黄熱病等の感染症患者が増加し、現存の植物種の構成が変化し、森林生態系が破壊されるなど、様々な影響が生じる可能性が指摘されている。

地球温暖化問題への対応としては、1992年6月リオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議

(地球サミット)において、「気候変動枠組条約」が採択され、1995年、第1回締約国会議(COP1)がベルリンで開催された。そして1997(平成9)年12月、京都において第3回締約国会議[通称:地球温暖化防止京都会議(COP3)]が開催され、温室効果ガス削減目標を先進国全体で、2008年(平成20)~12年(平成24)に1990(平成2)年比で5%以上を削減する「京都議定書」が採択された。また、近年は世界的規模で活動するNPO(非営利組織)が増加し、国際社会においては地球環境問題に対する様々な取り組みが行われており、問題の解決へ向けた努力が続けられている。

なお、2000(平成12)年11月に、オランダ・ハーグで開催された地球温暖化防止ハーグ会議(COP6)では、二酸化炭素の森林吸収量を削減分に繰り入れる制度や発展途上国への支援問題などで、参加した約170カ国の中で約130カ国を占める途上国間の立場の違いや、日米と欧州連合(EU)など先進国間での意見調整が長引き、すべての参加国の一致点が見いだせず、決裂した。

また、2001(平成13)年3月米国が京都議定書不支持を表明したことから議定書発効が危ぶまれるなか、同年7月ドイツのボンでCOP6パート2が開催され、再交渉の末に、森林吸収の削減分繰り入れ量や途上国支援のための基金設置等京都議定書の運用ルールが合意され(ボン合意)、2001年10~11月にモロッコ、マラケシュで開催されたCOP7において、京都議定書の運用ルールが合意された。

さらに、2002(平成14)年11月デリーで行われたCOP8においてマラケシュ合意で積み残された京都議定書実施のための細則につき、京都議定書に基づく報告・審査ガイドラインが策定され、クリーン開発メカニズム(CDM)の手続きについて整備されるなど、京都議定書の実施に向けての進展が認められた。

これら以外にも、生物多様性の喪失、熱帯林の減少、砂漠化、海洋汚染など、地球規模での環境問題が顕著になり、国際社会においても国連を中心として対応がなされてきた。

1987年、「環境と開発に関する世界委員会」報告書「我々共有の未来」において、「持続可能な開発」の考え方が明らかにされた。これは、「将来の世代ニーズを満たす能力を損なうことがないような形で、現在の世界のニーズも満足させること」と説明された。我々現代世代が、環境に何らかの影響を与える行為を行う際には、将来世代のことも考えたものにする必要があるという考え方である。

その後、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された、「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」において、「アジェンダ21」(持続可能な開発を可能にするための具体的な行動計画)の採択が行われ、「生物多様性条約」に日本を含む157ヶ国が署名した。

また、2002年9月には、ヨハネスブルグにおいて「持続可能な開発に関する世界首脳会議」が開催され、地球サミットから10年目に、「アジェンダ21」の見直しや新たに生じた課題等について議論し、持続可能な開発のための決意を新たに示す「ヨハネスブルグ宣言」、21世紀最初の包括的な行動指針を示す「実施計画」文書及び市民社会等との連携・協力等に基づいて行うパートナーシップ(タイプ2イニシアティブ)を採択した。

## 2 日本の環境問題と環境施策

我が国の環境問題は、明治時代には既に存在し、栃木県の足尾銅山における「鉱毒事件」は、余りにも有名である。

第二次世界大戦後の高度経済成長期には、急速な工業化・都市化により、4大公害と呼ばれる水俣病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病などをはじめ、全国各地で激甚な産業公害が発生した。

これら公害問題への対策として、昭和42年には「公害対策基本法」が制定された。また、昭和45年のいわゆる公害国会では、公害関係についての集中審議が行われ、公害関係法案の多くが成立、改正された。その後昭和46年には、環境に関する総合調整官庁として環境庁が設置され、昭和50年代以降、産業公害対策は一定の成果を挙げ、産業活動を原因とする大気汚染、水質汚濁等「典型7公害」の深刻な状況は収束した。

しかし、経済の国際化や国民生活の多様化により、環境問題も地球規模に拡大し、複雑なものとなっていった。IT革命とも呼ばれる情報化の進展は、コンピュータや通信網の発達を通じ、情報流通量を大きく拡大させるとともに、企業は生産や流通を効率化して世界貿易を拡大した結果、かつての産業公害とは態様が異なる環境問題が数多く発生している。これらは、日常の生活行動や産業形態が原因となるもので、公害対策型の従来手法では解決のできない問題であって、家庭でのエネルギー需要が増加して地球全体が温暖化する問題、産業活動の拡大や大量生産、大量消費の帰結としての大量の廃棄物の発生などの、いわゆる「都市・生活型公害」の解決には、社会経済活動のあり方やライフスタイルを根源に遡って考え直す必要がある。

我が国では、平成5年11月に、環境政策を総合的に展開していくための「環境基本法」が公布、施行され、翌年12月には、「環境基本計画」が閣議決定された。この計画は、我が国初の国レベルでの包括的な環境計画であり、「持続可能な社会」の実現を目指すものである。

同計画は、平成12年12月に見直しが行われ、国民のニーズや対応に緊急性、環境政策の効果的実施の必要性等の観点を踏まえ、21世紀初頭における環境政策の重点分野を選定し、重点的に取り組むべき施策が示された。

現在の多様化した廃棄物問題は、社会経済における過大な物質の流れが引き起こす歪みの一つであり、従来のように焼却処分、最終処分に大きく依存する方法では既に社会的に行き詰まっていることは明白であり、環境負荷をできるだけ軽減するために、廃棄物の再使用、再利用による循環型社会形成に向けて、平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され

社会の物質循環の確保

天然資源の消費の抑制

環境負荷の低減

を目的に、資源循環型社会の構築を目指すこととしている。

また、主要な環境保全施策としての「大規模開発事業への環境配慮」については、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、対象事業の拡大、アセスメントの方法について意見を求める仕組み（スコーピング）の導入等、従来の制度を進展させたものとなっており、平成11年6月から全面施行されている。

近年、問題となっているダイオキシン類については、平成11年7月「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、平成12年1月から施行されている。この法律は、ダイオキシン類による環境の汚染防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に対する対策を定めている。現在のダイオキシン類対策は、この法律により強

力に推進されている。

地球温暖化対策については、平成9年12月に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）以降我が国の対策について議論が進められ、平成10年10月に「地球温暖化対策推進法」が公布された。また、平成11年4月に閣議決定された「地球温暖化対策に関する基本方針」において、国や地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務が明らかにされ、地球温暖化防止への取組を促進させる体制が整備された。

その後平成13年10～11月に開催されたCOP7において、京都議定書の運用ルールが合意されたことから、議定書の目標達成に向けて、平成14年3月「地球温暖化対策推進大綱」を見直して新大綱を策定するとともに、「地球温暖化対策推進法」を改正し、温室効果ガス別に削減目標・対策・実施スケジュール等を定め、温室効果ガス削減をより一層推進していくこととなり、平成14年6月4日に「京都議定書」の批准が正式決定されたことにより74番目の批准国となった。

自然保護対策に関しては、かつての「珍しいもの、美しいものを保護する」といった考え方から、「生物多様性の保全、生態系の保護」という考え方に立脚した対策が講じられるようになった。平成7年には「生物多様性国家戦略」が決定され、国土レベルでの生態系ネットワークの確保を図るための検討等の施策が進められている。

### 3 本県の環境への取組

本県は、目指すべき県土像として「環境首都」を掲げ、平成5年に制定した「山梨県環境首都憲章」に基づき、美しい自然と調和した快適な県土の実現を目指して、県民、事業者、行政が一体となって環境保全に取り組んでいる。

憲章制定後、県では「環境首都の実現」に向け、下水道や合併処理浄化槽の整備を計画的かつ効率的に推進していくための「生活排水処理施設整備構想」、ごみ資源化施設の整備を推進するための「廃棄物資源化推進構想」、日本のシンボルである富士山の環境保全施策について示した「富士山総合環境保全対策基本方針」、みどりに包まれた快適な都市環境を創造するための「みどりの街並み計画」などの環境保全のための重要課題についてその方向性を明らかにし、総合的な施策を推進してきた。

平成14年度を中心とした「環境首都・山梨」実現に向けた取り組みは、次のとおりである。

まず、資源循環型社会の構築に向けた取り組みである。

資源循環型社会の実現に向けては、大量生産、大量消費、大量廃棄という、これまでの社会システムから脱却し、「廃棄物の発生抑制」を基本として、リサイクルを推進するシステムを構築することが極めて重要である。そのため、平成11年度から12年度にかけて、廃棄物の種類や性質に応じた再資源化システムについて、最新のリサイクル技術などを踏まえ、再資源化施設の種類や規模、事業主体のあり方など施設の整備方策などについて調査研究を行うとともに、平成12年7月に設置した、市町村・事業者・消費者等で構成する「山梨県ゼロ・エミッション推進協議会」において、循環型社会の実現に向けた方策や県民、事業者、行政の役割分担などについて検討していただき、平成13年2月には、同協議会からリサイクルの推進方策についての中間報告がなされたところである。

さらに、組織改正では、資源循環型社会の構築に向けた施策推進のため、平成14年4月森林環境総務課内に「再資源化システム推進室」を新設し、これを軸として本県の地理的、社会的条件にあった効率かつ安定的な廃棄物再資源化の構築を目指すと同時に、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法による資源ゴミ回収の促進、建設資材リサイクル法などによる再資源化の促進、グリーン購入など環境にやさしい実践活動の普及啓発、環境に関する学習の充実強化などに努め、地域社会が一体となって循環型社会の実現に取り組める環境作りを推進している。

次に、富士山の総合的な保全である。

本県は、これまでも観光客や登山者に対するゴミの持ち帰り運動やクリーン作戦、不法投棄防止パトロールなどを実施してきた。

特に富士山については、山梨県の美しい自然環境の代表であり、日本の象徴として世界的に有名な山であることから、富士山の多彩な価値を後世に伝えていくためには、多くの人たちの環境保全活動の展開が必要であることは言うまでもない。

山梨県では、静岡県と共同して平成10年11月に制定した「富士山憲章」の普及啓発を図るとともに、国民的な運動である「富士山一億人運動」を進めるため、関係市町村等で構成する「富士山憲章山梨県推進会議」を設立し、自然環境の保全と適正利用について協議を行っていくとともに、県立ビクターセンター内に設置した「富士山ボランティアセンター」では富士山の環境保全に関する情報の受発信や協力企業、ボランティア団体とのネットワーク化を進めている。

また、「富士山を守る指標」に係るデータの検証等を行うとともに、富士山山小屋の既存トイレの改修を目指して、学識経験者、山小屋設置者、関係団体等により構成された「富士山トイレ処理システム整備検討委員会」を設置して、整備方針や経費負担等に関するコンセンサス形成を図っている。

次に、大気環境や公共用水域等の水質の保全である。

大気環境の保全については、大気汚染防止対策の基礎資料とするため、二酸化窒素や浮遊粒子状物質等による大気汚染状況の常時監視を12測定局で行うとともに、ベンゼン等の有害大気汚染物質の測定を4地点で実施している。また、工場・事業場への計画的な立入検査の実施、低公害車も導入促進などを進めている。

河川などの公共用水域や地下水の水質保全については、工場・事業場への計画的な立入検査の実施、生活排水処理施設の整備促進や啓発事業の推進を図っていくほか、今後の水質汚濁防止対策の基礎資料とするため、常時監視を実施している。

さらに、ダイオキシン類の常時監視や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）の一般環境中における実態調査を実施し、これら化学物質の経年変化を把握し、今後の発生源対策や削減対策に活用していくこととしている。

今後も、環境にやさしい実践活動や、環境保全に向けた意識啓発を進め

「人と自然との共生」、「環境への負荷が少ない循環型社会」

を目指し、すべての県民が環境問題の重要性についての認識を深め、環境保全活動が日常生活の中に根付くようにしていくことを基本としながら

廃棄物の発生抑制を基本に、再資源化施設の整備をはじめ、合理的かつ効率的な廃棄物再資源化システムの早期整備に努める

家電リサイクル法や建設資材リサイクル法、食品リサイクル法等の円滑な実施による資源回収の促進や、県民の実践活動への支援などに努める

富士山クリーン作戦、富士山トイレ処理システム整備に向けた取り組み、「富士山ボランティアセンター」を活動拠点とする「富士山1億人運動」の推進などの富士山総合環境保全対策を推進する

全国に先駆けて行った「アイドリング・ストップ運動」の展開や低公害車の導入促進、排水処理対策の推進等による自然に恵まれた県内の水環境・大気環境の保全に努める

などを重点施策として推進し、県民、事業者、行政が一体となって、誰もが快適な環境を享受することのできる環境首都の具現化を図っていく。